

## 建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に係る会長専決基準

平成25年(2013年)4月16日

平成30年(2018年)5月8日 改正

平成30年(2018年)12月5日 改正

令和3年(2021年)4月26日 改正

### 会長専決基準

省令第10条の3第4項および防府市「建築基準法第43条第2項第2号許可の運用基準」(以下「運用基準」という。)に掲げる基準に適合するものうち、下記に掲げる条件を満たすものについては、会長専決とすることができるものとする。

#### 記

(1) 省令第10条の3第4項第3号(防府市運用基準タイプ2)

※ 会長により専決された案件は、開発建築指導課建築指導室において許可にかかる事務処理を行い、処理後は速やかに建築審査会へ報告を行う。

#### 1. 省令第10条の3第4項 第3号

その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

(防府市運用基準タイプ2の許可対象)

幅員1.8m未満の通路に接している敷地

